

在日外国人教育方針・指針と外国人児童生徒教育の課題

磯田 三津子 心理・教育実践学講座

キーワード：外国人児童生徒教育、在日外国人教育方針・指針、在日韓国・朝鮮人

1. はじめに

平成24年度に行われた文部科学省の調査によると、日本の学校に通う外国人児童生徒の数は、71,545人である。その中でも、27,013人が日本語指導を必要とする児童生徒である¹⁾。その数は、10年前の平成14年度の調査と比較すると8,000人も増加している²⁾。

こうした状況に伴って、これからの学校には、外国人児童生徒の文化や歴史を尊重し、差別や偏見を軽減することを通して、多様な人々と共生する知識や技能を児童生徒に育成することが期待されている。そのための教師の手がかりとなるのが全国の自治体が策定した在日外国人教育方針・指針（以下、方針・指針と略す）である。1970年代から現在にかけて、78の方針・指針が策定された。1970年代から1990年ごろまで、外国人児童生徒の対象は在日韓国・朝鮮人であったが、1990年以降、ニューカマーの子どもたちもその対象として位置付けられるようになった。方針・指針は、自治体が策定した性格上、学校カリキュラムの中に外国人児童生徒教育（以下、外国人教育と略す）³⁾の考えを取り入れることを可能にする点において大きな影響力がある。

方針・指針が策定された成果としては、在日韓国・朝鮮人を対象とした外国人教育の取り組みとして、韓国民話、ハンゲルの学習、ユンノリ（すごろく）などの遊びや日朝関係史が方針・指針の策定された自治体の小学校カリキュラムに取り入れられてきたことをあげることができる。その一方で、方針・指針には問題もある。その問題として挙げられるのは、方針・指針には、外国人教育に関する目標は記されているものの、どういったカリキュラムで具体的に実践することができるのかが明らかではないことである。外国人人口が増加する日本の教育において、方針・指針が抱える問題を明らかにし、これからどのように方針・指針が掲げてきた目標をカリキュラムの中に取り入れ、教育実践として具体化していくのかを考えることは大切な課題である。ところが、全国の方針・指針を対象とした先行研究は、非常に少ない。全国の方針・指針について論じた先行研究には、鄭、朴、金、仲原、藤井（1995年）の文献がある。鄭等の文献には、1970年代から1994年に策定された方針・指針の全文が掲載されている。しかし、そこでは、それらについての詳細な分析は行っていない。

そこで、本論は、以上の課題意識に従って、二つの研究目的を設定した。第一は、全国の自治体が策定した78の方針・指針⁴⁾を分析・検討することを通して、方針・指針における外国人教育の概念を明らかにすることである。第二は、その概念に従ってどのようなカリキュラムを構成することができるのか現在の課題とこれからの可能性について論じることである。前述した研究目的を明らかにするために、本論では、次の二つの手続きにしたがって論を進める。第一は、1970年以降に策定された全国の方針・指針に記された目標を分析・検討することである。第二は、『京都市立小学校教育課程指導計画』（第1学年から第6学年、2011年）を方針・指針の考え方を取り入れたカリキュラムの例として取り上げ、それをバンクス（Banks, J. A.）が明らかにした差別と偏

見の排除をめざす四つのカリキュラムモデルの理論に基づいて考察することである。

2. 外国人児童生徒教育の目標—外国人教育方針・指針の分析を通して

本章では、1970年から2013年までに策定された78の方針・指針の目標を分類し、それぞれの目標について考察する。目標は、キーワードを共通する項目ごとにまとめるKJ法に従って分類した。その結果、①「差別と偏見の排除」(67)、②「国際理解と国際交流」(55)、③「共生」(20)、④「民族的自覚」(60)、⑤「本名の使用」(27)、⑥「日本への適応と日本語獲得」(9)、⑦「進路保障」(60)、⑧「教員研修」(54)、⑨「地域と家庭の連携」(41)の九つの目標が方針・指針の中に含まれていることが明らかとなった。(カッコ内は、それぞれの項目に当てはまった方針・指針の数である。【資料】『在日外国人教育方針・指針』の目標—分析結果一覧表を参照)。その中でも、67の方針・指針が①「差別と偏見の排除」に関する目標を記していた。ここでいう差別と偏見とは、児童生徒の中にある外国人であるが故に彼らに対する好ましくないイメージを持つ偏見⁵⁾と、それに基づく外国人に対する児童生徒の排他的な言動を意味する。方針・指針における①「差別と偏見の排除」とは、児童生徒が外国人に対する先入観を持つことによるいじめや仲間外れをなくすといった人間関係をめぐる差別を意図している。②「国際理解と国際交流」は、在日外国人に対する①「差別と偏見の排除」を応用し、国際的な資質を育ていくための目標である。

③「共生」は1990年代後半から方針・指針の中に記されるようになった言葉である。たとえば、大和郡山市は、「一人一人の個性を尊重し、自尊感情を育み、民族的な偏見や差別のない多文化共生社会の実現をめざす」ことを記している。一方、福岡県は、「異なった歴史や文化に対する正しい認識を深め、多元的文化や多様性を尊重する共生の心を醸成する」とある。このように、③「共生」に関しては、外国人の文化や歴史を理解することを通して、差別と偏見を軽減し、お互いの文化や歴史を大切にしながら一つの社会の中で生きていくことをめざしていることがわかる。

④「民族的自覚」について、例えば、大阪市(2001年)は、外国人教育を「自国への学習をとおして正しい認識を培い、民族的アイデンティティを確立する教育」と述べている。アイデンティティの確立について、在日韓国・朝鮮人児童生徒であれば、日朝関係史を通して、自分のルーツを探り、韓国・朝鮮の文化を学ぶ。方針・指針においては、⑤「本名の使用」が民族アイデンティティを確立した結果であることが記されている。そのことは、堺市(1992年)が「在日韓国・朝鮮人児童・生徒が自らの誇りと自覚の上に立って、本名を使用することは有意義である」と述べていることから読み取ることができる。「本名の使用」は、「民族的自覚」の一つの成果であり、同時に、本名を使用することができる環境は、児童・生徒を承認する日本人に①「差別や偏見の軽減」の意識が育った結果である。したがって、⑤「本名の使用」は、単独で実践できるものではなく、①「差別や偏見の排除」と④「民族的自覚」に基づいて行われるものである。

1990年代に増加した⑥「日本への適応と日本語指導」について、例えば、大分県では、「個に応じた指導」の必要性が強調されている。松阪市は、具体的に、日本語教室の設置や外国人児童生徒巡回相談員の配置をするなど具体的な日本語指導のあり方を提示している。松阪市の例にあるように、⑥「日本への適応と日本語獲得」は、教室や日本語教室における個別の指導を前提にしており、日本語指導や適応教育を教室全体で行っていくような発想ではない。⑦「進路保障」の目標について、京都市(1992年)は、方針・指針の中に、進学・就職に関する差別の軽減をめざし、関係機関と連携しながら、具体的な解決を目指すことを指示した。なぜならば、1970年代

を中心に、就職差別の問題や、貧困によって、在日韓国・朝鮮人の児童生徒が将来を展望することのできない状況が存在していたからである⁶⁾。⑦「進路保障」は、この状況に対してとられた企業や学校への働きかけが中心である。⑧「教員研修」について、例えば、滋賀県は、次の三つをあげている。第一は、外国人児童生徒に対する認識を高め、指導に関する資質を向上させること、第二に、外国人児童生徒とのかかわりを深め、保護者との連携を密にはかること、第三に、外国人児童生徒を取り巻く状況を十分に把握することである。⑨「地域と家庭の連携」について、松阪市（2013年）は、NPO等との関係や、まちづくり交流部観光協力課との連携、「松阪市国際化推進計画」と関連付けながら、多文化共生社会の構築を目指すことなど、具体的な施策が記されている。松阪市のように、国際化に関する施策と関わらせることの可能性を示す自治体がある一方で、保護者への啓発の必要性を強調する自治体も多い。これは、外国人に対する差別や偏見についての保護者の影響を踏まえた内容である。

以上から、方針・指針における外国人教育とは、差別と偏見の軽減を中心的な目標に位置付け、外国人児童生徒の民族的自覚を促し、すべての子どもたちの国際理解と交流を深めることをめざす教育であること。そして、教員や保護者、地域住民の外国人に対する理解を促し、ニューカマーの子どもたちに対しては日本語と日本への適応のための支援を行い、等しく教育へアクセスできることを保障する教育であることがわかる。

3. 「差別と偏見の排除」の学習内容が抱える課題

前章では、1970年以降の方針・指針の目標を分類することを通して、九つの目標が方針・指針に含まれていることが明らかとなった。本論では、その中でも、①「差別と偏見の排除」について考察する。なぜなら、①「差別と偏見の排除」は、②から⑨のいずれの目標にも関わるからである。それぞれについて説明すると、②「国際理解と国際交流」は、外国人児童生徒に対する①「差別と偏見の排除」を応用し、その視点を海外に向けていこうとするものである。そして、③「共生」に向けても、①「差別と偏見の排除」なしに実現させることはできない。同様に、④「民族的自覚」と⑤「本名の使用」も、差別や偏見のない日本人と外国人児童生徒が相互に承認し合える環境の中で実現するものである。⑥「日本への適応と日本語指導」、⑦「進路保障」については、すべての子どもが等しく教育にアクセスし、日本で学び働くことのできる状況を保障していくことを前提とした目標である。⑦「教員研修」と⑨「家庭地域との連携」も、外国人児童生徒に対する①「差別と偏見の排除」の啓発をめざし、その具体的な方策について話し合われる。

①「差別と偏見の排除」に向けて、どういった学習内容を構成することができるのか、その一例として、御所市の方針・指針を例に挙げる。御所市は、①「差別と偏見の排除」の目的を実現するための方策として、子どもたちに「科学的認識を育てること」であることを示している。さらに、大和高田市の方針・指針には、「科学的認識を育てること」を「その歴史的経緯や社会的背景を正しく理解」することであると具体的に示している。「科学的認識を育てること」の理由を明確に論じているのは、伊丹市の方針・指針である。伊丹市の方針・指針では、子どもたちの間で、「日本がいやだったら本国に帰ればいいのか」という在日韓国・朝鮮人に対する言葉があり、こうした差別発言をなくすことの必要性が指摘されている（鄭、朴、金、仲原、藤井、1995年、p.217）。伊丹市の方針・指針によれば、それは、在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯に対する認識を欠いたことばであるので、彼らがなぜ、日本で暮らすことになったのかその歴史を理解するべきであるとい

う解釈をしている（鄭、朴、金、仲原、藤井、1995年、p.217）。このように、特に在日韓国・朝鮮人の場合、日本で暮らさざるを得なくなった理由を理解することを①「差別と偏見の排除」のための学習内容としているのである。

【表1】京都市立学校外国人教育方針（1992年）の学習内容

人権にかかわる学習を中心に、人間の尊重についての考え方を深めさせるとともに、国際的な広い視野から、 <u>他の民族や国の文化や伝統を尊重することの大切さについての学習</u> を通して、その違いと主体性を認め、互いに理解し、尊重し合い、共に生きることが大切であることを認識させる。
日本とアジアの近隣諸国との近現代史を正しく理解させ、 <u>明治以降太平洋戦争に至る日本の侵略がこれらの国々に多大の損害を与えたことを踏まえ、今日の日本がこれらの諸国との友好親善を一層進めることが大切であることを認識させる。</u>
日本が行った植民地政策等の歴史的事実について学習させるとともに、固有の文化をもち独自の発展を遂げた朝鮮の歴史と、古くから日本と政治、経済、文化等の面で深い交流があった朝鮮の歴史が日本の歴史に大きな影響を与えたことを学習させ、 <u>日本との歴史的な関係について正しく認識させる。</u>
日本の社会に存在する在日韓国・朝鮮人に対する民族差別の実態に着目させ、 <u>民族的偏見や差別は人権尊重の立場から許されないことを認識させて、在日韓国・朝鮮人児童・生徒と日本人児童・生徒が相互の主体性を尊重し、高め合い、共に生きる態度を育てる。</u>

*教育内容について記された箇所には下線を引いた。

それでは、①「差別と偏見の排除」について具体的にどのような教育内容が示されているのか、京都市の方針・指針を例に考察する。京都市を取り上げる理由は、京都市が、①「差別と偏見の排除」という目標に対する教育内容を方針・指針に詳細に記している自治体であり、この目標に従って市の小学校カリキュラムに外国人教育の視点が入り込められているからである。こうした点から、本論において、京都市が方針・指針に基づいた外国人教育を行っている典型的な自治体であると考え、検討の対象として取り上げることにした。京都市の方針・指針では、①「差別と偏見の排除」に関連する次の二つの目標を挙げている。その目標は、第一に、「すべての児童・生徒に、民族や国籍の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養う」こと、第二に、「日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭する」ことである。上記の二つの目標に対する教育内容を、【表1】「京都市立学校外国人教育方針（1992年）の学習内容」の通り抜粋した。【表1】の中の下線部は、①「差別と偏見の払拭」に関する教育内容について記された箇所である。下線を引いた箇所は、次の三つにまとめることができる。第一は、文化や伝統を学習し、他の民族や国に対する理解を深めることである。第二は、日朝関係史を学習することをとおして、韓国・朝鮮人及び、在日韓国・朝鮮人と良好な関係を築くことができるようにすることである。第三は、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見の実際を批判し、差別のない社会の構築に参画できる能力を育成することである。

4. 「差別と偏見の排除」の目標を取り入れたカリキュラムの検討

本章では、①「差別と偏見の排除」の目標と、前述した三つの学習内容がカリキュラムのなかでどのように具体化されているのかを、前章の【表1】の内容を踏まえ、京都市の小学校のカリキュラムを対象に分析する。ここで分析の対象とするカリキュラムは、『京都市立小学校教育課程指導計画』（第1学年から第6学年、2011年、以下『京都市指導計画』と略す）である。本論では、『京都市指導計画』をバンクスの理論をもとに考察する。

多文化教育の文脈において民主主義的な教育をめざすカリキュラムについて論じてきたバンク

スは、民族の差別と偏見の排除に向けて、四つのカリキュラムモデルを明らかにした (Banks, 2013, pp.184-195)。

ここではまず、バンクスの四つのカリキュラムモデルの概要について論じる。バンクスは、民族の差別と偏見の排除を克服するためのカリキュラムを「貢献アプローチ」(contribution approach)、「付加アプローチ」(additive approach)、「変形アプローチ」(transformative approach)、「社会活動アプローチ」(social action approach) の四つのカリキュラムモデルに分類している。「貢献アプローチ」は、従来のカリキュラムを変更することなく、差別や偏見の克服に取り組んだ人種や民族の代表的な人物の伝記や物語をカリキュラムに付け加える。「貢献アプローチ」と類似したカリキュラムが「付加アプローチ」である。「付加アプローチ」は、例えば、第二次世界大戦の単元の時に、日系アメリカ人の強制収容について理解を深めるために映画「月のなかのうさぎ」(Rabbit in the Moon) の鑑賞を加えるなど、従来のカリキュラムの中にある民族についての物語、単元などを付け加える (Banks, 2013, p.187)。

「変形アプローチ」は、前述した二つのアプローチとは大きく異なる。このアプローチは、国内の多様な民族の観点から、歴史的な出来事、音楽、美術、文学など、ある一つ概念について学ぶことである。例えば、ジャズを例にあげると、国内の多様な民族がジャズの創造にいかにか貢献したのかを学ぶ。このように、ここでは、国の発展についてどのように民族集団が関わってきたのかについて知識を得ることを目的とする。そのために、「変形アプローチ」では、多様な民族の視点から一つ概念について探究できるように、既存のカリキュラムを作り変える。最後に、「社会活動アプローチ」である。「社会活動アプローチ」は、差別や偏見といった社会問題の解決をめざし、問題点を指摘し改善に取り組むことを軸にカリキュラムを構成する。そして、以上の四つのアプローチのいくつかが組み合わさったカリキュラムがある。

バンクスは、それぞれのアプローチをレベル1「貢献アプローチ」、レベル2「付加アプローチ」、レベル3「変形アプローチ」、レベル4「社会活動アプローチ」の4つのレベルとして捉えている。4つのレベルを分けると、レベル1「貢献アプローチ」とレベル2「付加アプローチ」、そして、レベル3「変形アプローチ」とレベル4「社会活動アプローチ」の二つに分類することができる。「貢献アプローチ」と「付加アプローチ」は、ヒーロー、ヒロイン、あるいは文化や歴史を従来のカリキュラムに追加するという考えである。「変形アプローチ」は、多様な民族の視点から音楽、美術、文学、歴史を学ぶことができるように、メインストリームが作成した既存のカリキュラムを作り替える。「社会活動アプローチ」は、子どもの身の回りにある差別や偏見といった社会問題に取り組むプロジェクトを軸にカリキュラムを構成し直す⁷⁾。

それでは、具体的に、方針・指針は、どのように学校のカリキュラムに取り入れられているのだろうか。本論では、『京都市指導計画』第1学年から第6学年までの各教科、道徳、総合的な学習を例として取り上げ考察する。『京都市指導計画』は、自治体が作成したカリキュラムであり、教師はこのカリキュラムにしたがって、授業を進めていく。『京都市指導計画』の教育内容を記した箇所、「外」という印がある。この部分が、外国人教育に関わる学習内容を示している。1年から6年までの「外」を抜粋し、まとめたものが【表2】「京都市のカリキュラムにみる外国人教育の内容」である。【表2】から理解できるのは、次の2点である。第一は、道徳と社会の中に①「差別と偏見の排除」に関わる教育内容が取り入れられていることである。第二は、具体的に、地域の在日韓国・朝鮮人の文化、日朝関係史の学習が行われていることである。

【表2】京都市のカリキュラムにみる外国人教育の内容

番号	学年	教科等	主題/単元・本時	ねらい/学習活動(留意点)
①	3年	道徳	外国の文化(マダン)	マダンの話やユンノリを通して、韓国・朝鮮などの外国の人々や文化に親しもうとする心情を養う。
②	6年	道徳	隣の国の人々と(雨森芳洲と朝鮮通信使)	自分と外国や外国の人々との交わりを大切にして、相手の国の文化や人の心を尊重し、進んで相手の国のことを理解しようとする心情を育てる。
③	6年	社会	日本の歴史「むらからくにへ」	大陸からの文化的影響について、分かったことをまとめる。(渡来人が伝えた文化の影響力や重要性について鉄器や船、機織りなどを取り上げて考えるようにする)
④	6年	社会	戦国の世から江戸の世へ「大阪城と豊臣秀吉」	全国統一をするために、豊臣秀吉がどのようなことをしたのか調べる。(秀吉の朝鮮出兵が、朝鮮の人々の生活を一方的に脅かしたことに気付かせる)
⑤	6年	社会	戦国の世から江戸の世へ「鎖国の中の交流」	江戸幕府が鎖国をしている間、海外との交流はどのように行われていたのかを調べる。(鎖国によって、中国・オランダだけに貿易が制限された中で、朝鮮とは国交があったことに気付か、琉球やアイヌの人々との関係についても理解するようにする)
⑥	6年	社会	世界に歩み出した日本「中国やロシアと戦う」/「朝鮮を植民地にする」	二つの戦争と条約改正とのつながりを考え、その後、日本は朝鮮を植民地化したことを知る。(日本の植民地になった朝鮮で、人々はどのような気持ちで生活していたのかを、独立運動を通して考えるようにする)
⑦	6年	社会	世界に歩み出した日本「生活や社会の変化」	日本の工業の発展と民主主義を求める様々な運動について調べる。(関東大震災では、朝鮮や中国の人々が殺害されるという事件を取り上げ、朝鮮や中国の人たちへの人権が守られなかったことに気付くようにする)
⑧	6年	社会	長く続いた戦争と人々の暮らし「戦争が世界に広がる」	戦争が世界に広がっていく様子を調べる。(創氏改名、植民地での徴兵令、朝鮮や中国の人々に対する強制連行、強制労働にふれ、日本は、朝鮮の人々の生活を抑圧するだけでなく、民族としての誇りをも傷つけたことに気付くようにする)
⑨	6年	社会	新しい日本、平和な日本へ「これからの日本を考えよう」	残された問題を調べ、これからの日本のあるべき姿を話し合う。(現代社会にはさまざまな人権問題があることをとらえ、歴史学習を人権の視点で振り返る)
⑩	6年	社会	世界の中の日本「日本とつながりの深い国を探そう」	日本とつながりの深い国の人々はどのような生活をしているのかについて考え、調査する。(外国人の視点から、韓国・朝鮮などを取り上げることも考えられる)

【表2】を見ると、③「日本の歴史『むらからくにへ』」と⑤「戦国の世から江戸の世へ『鎖国の中の交流』」では、日朝の交流が強調されている。⑩「世界の中の日本『日本とつながりの深い国を探そう』」は、外国の人々の暮らしについて考える授業である。その他の④「戦国の世から江戸の世へ『大阪城と豊臣秀吉』」、⑥「世界に歩み出した日本『中国やロシアと戦う』/『朝鮮を植民地にする』」、⑦「世界に歩み出した日本『生活や社会の変化』」、⑧「長く続いた戦争と人々の暮らし『戦争が世界に広がる』」の授業では在日韓国・朝鮮人に焦点を当て歴史が描かれている。

京都市小学校外国人教育研究会⁸⁾は、【表2】における6年社会の③～⑩を実践するための指導資料集『外国人教育指導内容試案—渡来人～孫基禎(ソン・ギジョン)とベルリンオリンピック』を作成した(京都市小学校外国人教育研究会、2012年)。指導資料集には、「渡来人が伝えた文化」、「渡来人と大仏建立」、「元との戦い」、「秀吉の朝鮮侵略」、「朝鮮通信使」、「韓国併合」、「関東大震災」、「創氏改名」、「孫基禎とオリンピック」の九つの授業が外国人教育の指導計画として載っている。指導資料集は、【表2】のそれぞれの単元の中の「外」の印がつけられた部分を具体的に外国人教育として実践するためのものである。それぞれの内容は、外国人教育として、韓国・朝鮮と日本との関係、そして韓国・朝鮮の人々に対する差別と抑圧が強調されている。

【表2】及び、【表2】を実践するために作成された指導資料集は、従来の道徳と社会のカリキュラムに外国人教育に関する授業を付け加えていることからバンクスが分類した「貢献アプローチ」と「付加アプローチ」に分類することができる。「孫基禎とオリンピック」は、「新しい日本、平和な日本へ『これからの日本を考えよう』」の中で実践される。ここでは、ベルリンオリンピックのマラソン優勝者としての側面と、日本人として表彰台に上がらざるを得なかった在日韓国・朝

鮮人が抱える苦悩を考える授業である。この授業は、孫が苦悩しながらもマラソン優勝者として活躍した側面に焦点を当てていることを考えれば「貢献アプローチ」に分類することができる。その他の八つの授業は、既存の社会のカリキュラムの中に、日朝関係、韓国・朝鮮人に対する抑圧を強調した授業を追加する。このことから、京都市の外国人教育は、「貢献アプローチ」と「付加アプローチ」であることがわかる。

3年生の道徳では、「マダン」と呼ばれる京都市内で行われている在日韓国・朝鮮人の文化を中心とした祭りに関する学習を行っている。この学習内容は、「マダン」に対する思いが綴られた教材を通して、祭りに対する在日韓国・朝鮮人の人々の思いに気づくこと。そして、韓国・朝鮮の遊びを通して、①「差別や偏見の軽減」を指目して在日韓国・朝鮮人の人々や彼らの文化に親しもうとする態度を育成する。6年道徳も同様に雨森芳洲と朝鮮通信使を通して韓国・朝鮮との関係について学ぶ。こうした学習は、在日韓国・朝鮮人の文化や歴史を一時間だけ道徳のカリキュラムの中に位置付けたものであることから、バンクスの「付加アプローチ」であると考えられる。

5. 「差別と偏見の排除」をめざす教育実践への可能性

本章では、前章で取り上げたバンクスのカリキュラムモデルにしたがって、方針・指針を取り入れて作成されたカリキュラムの課題と可能性について論じる。

バンクスは、「貢献アプローチ」が、民族のヒーロー、ヒロイン個人の活躍が理解できる一方で、その民族全体が文化や歴史にどのように貢献したかは理解することができないことを指摘している (Banks, 2013, p.187)。バンクスによると、「付加アプローチ」の問題点は、メインストリームの歴史や文化についての学習が中心であることから、マイノリティとマジョリティの二項対立を明らかにし、付加されたマイノリティの文化や歴史が周縁に存在することを印象付けることである。【表2】に示した京都市の道徳と社会のカリキュラムは、韓国・朝鮮に関する文化や歴史を付け加えた「付加アプローチ」である。これは、バンクスが指摘した通り、メインストリームとしての日本人と、マイノリティとしての在日韓国・朝鮮人の違いを際立たせ、その違いを超えることができないという問題がある。

前述した問題は、「変形アプローチ」の考え方をカリキュラムに取り入れることで改善することができる。「変形アプローチ」は、米国の共通文化や歴史が、多様な文化集団、人種、民族、宗教集団の間で複雑に統合され、相互影響関係によって創造されてきたことを学習できるカリキュラムである (Banks, 2013, p.189)。このように、「変形アプローチ」の考え方をカリキュラムに取り入れることで、外国人が日本の文化や歴史を創造する主体であることを明らかにすることができ、彼らを社会の中心に包摂することができる可能性がある。①「差別と偏見の排除」に関する学習内容は、【表2】の道徳や社会の授業からも明らかであるように、歴史や文化について知る、理解するといったことが中心である。実際、差別や偏見について知る、理解することだけで①「差別と偏見の排除」には到達することはできない。

「社会活動アプローチ」は、差別や偏見といった社会問題が学習の中心に位置付けられている。そして、その社会問題を批判し、解決に取り組む過程で、児童生徒は、様々な教科と関連付けた知識や技能を習得している。例えば、音楽であれば歌詞の中にある民族に対する偏見を見つけ出し、話し合い、そのうたを歌うかどうかを皆で議論する (Shaw, J. 2012, pp.78-79)。もちろん、そ

の際に歌をうたったり、楽譜を読んだり、歌詞を解釈する学習を行っている。音楽の例と同様に、美術、文学、歴史の中に描かれている偏見や差別的な表現を追求し、その問題について議論する学習を行うことができる。ここで、重要なのは、「差別とは何か」、「偏見とはなにか」を教師が教えるのではなく、それらの問題についての生徒の議論、対話、探求の活動が学習の中心となることである(Fitzpatrick, K. R. 2012, pp.57-58)。差別や偏見について知ることは大切な課題である。その際、「社会活動アプローチ」は、差別や偏見を軽減するために児童生徒自身が考え、行動することをめざすという点において意味がある。

6. おわりに

本論では、次の二つの課題を明らかにすることを目的として論を進めてきた。第一の課題は、方針・指針を分析することを通して、外国人教育の概念を明らかにすることである。第二の課題は、その概念に従ってどのようなカリキュラムを構成することができるのか現在の課題とこれからの可能性について論じることである。

まず、第一の研究目的についてである。方針・指針には、①「差別と偏見の排除」、②「国際理解と国際交流」、③「共生」、④「民族的自覚」、⑤「本名の使用」、⑥「日本への適応と日本語獲得」、⑦「進路保障」、⑧「教員研修」、⑨「地域と家庭の連携」の九つの目標が含まれていることが明らかとなった。これをまとめると、外国人教育は、差別と偏見の排除を中心的な目標に位置付け、外国人児童生徒の民族的自覚を促し、すべての子どもたちの国際理解と交流を深めることをめざす教育であること。教員や保護者地域住民の外国人に対する理解を促し、ニューカマーの子どもたちに対しては日本語と日本への適応のための支援を行い、外国人児童生徒が等しく教育にアクセスできることを保障する教育であることがわかった。

第二の目的についてである。本論では、方針・指針の九つの目標の中から、方針・指針の中心的な目標である①「差別と偏見の排除」に焦点を当て考察した。方針・指針では、①「差別と偏見の排除」を在日外国人の文化や歴史を理解することで実践するように指示していた。そのことがどのように具体化され、また課題があるのかを明らかにするために、本論は、『京都市指導計画』を①「差別と偏見の排除」の目標を取り入れて構成されたカリキュラムの例として取り上げ、バンクスのカリキュラムモデルを用いて検討した。その結果、京都市のカリキュラムは、「貢献アプローチ」と「付加アプローチ」に分類することができた。そして、その中には、三つの問題点があることを指摘することができた。第一の問題点は、「貢献アプローチ」において、ある個人の活躍は理解することはできても、民族全体の日本における貢献は理解できないことである。第二の問題点は、「付加アプローチ」が、抑圧する日本人と差別を受ける在日外国人という二項対立を際立たせている点である。第一と第二の問題に対応するためには、バンクスの「変形アプローチ」から示唆を得ることができる。「変形アプローチ」に基づいて考えると、日本の文化や歴史の創造に日本で暮らす多様な人々が関わってきたことを知ることでできるカリキュラムを構成することである。それによって、日本人と在日外国人という二項対立を超え、外国人も日本人と同じく日本で暮らす一人として日本の社会に包摂されるイメージを明らかにできるのである。第三の問題点は、外国人の人々の心情を知ることや、歴史を理解するという、知る、理解するという知識を獲得することを通して①「差別と偏見の排除」に取り組んでいたことである。その点を改善するために「社会活動アプローチ」の考え方は意味がある。「社会活動アプローチ」は、差別や偏見に対して、批

判的に捉え、直接アプローチできる行動を育てるために、差別や偏見をめぐる課題を中心に置いた活動を重視する。このアプローチは、議論、対話、探究活動を中心にした指導方法を用いて、実践される。①「差別と偏見の排除」に向けては、外国人児童生徒にルーツのある国の文化や歴史を教えるだけでなく、「社会活動アプローチ」の考え方を取り入れた活動を中心としたカリキュラムづくりが必要である。

本論では、方針・指針の①「差別と偏見の排除」に焦点を当てて論じた。②「国際理解と国際交流」から⑨「家庭地域との連携」の目標の内容に関する検討は、今後の研究の課題としたい。

注

- 1) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成24年度）」の結果について（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/1332660.htm）2015年2月16日閲覧。
- 2) 文部科学省「外国人児童生徒の多様性への対応」（www.mext.go.jp/component/a_menu/.../1304668_3.pdf）2015年2月16日閲覧。
- 3) 外国人児童生徒教育という名称は、方（2012）の定義に基づいている。外国人児童生徒教育は、その多くが在日コリアンであったことから「在日朝鮮人教育」（中島〈1993〉）、「在日韓国・朝鮮人教育」（中島〈1993〉、田淵〈1994〉）といった外国人児童・生徒の民族を限定する名称が用いられていた。本論では、近年の方針・指針の中にニューカマーの子どもを対象とした記述も増えていることから、対象を限定しない「外国人児童生徒教育」という言葉を用いる。
- 4) 本論が分析対象とする方針・指針は、『第35回全国在日外国人教育研究集会資料集』（全国在日外国人教育研究協議会、2014年、pp.17-18）に掲載された1970年以降方針・指針一覧表に基づいている。その中で、1970年代から1994年までの外国人教育方針・指針は、鄭らの文献（1995）に掲載されているものを分析対象とした。
- 5) カール・A・グラント、グロリア・ラドソン＝ビリング編著、中島智子、太田晴雄、倉石一郎訳（2004）「偏見」『多文化教育事典』明石書店、pp.302-303。
- 6) 磯田三津子（2014）「京都市公立学校における外国人教育の概念の検討—1970年代の市民運動と外国人教育方針の内容分析を通して」『埼玉大学紀要 教育学部』63(2)、pp.99-110。
- 7) 例えば、アップルとビーンは、以下の文献の中で、社会問題や差別的な状況を改善するカリキュラムと学校改革の事例を紹介している。マイケル・W・アップル、ジェームズ・A・ビーン編、澤田稔訳（2014）『デモクラティック・スクール—力のある教育とは何か』上智大学出版。
- 8) 京都市小学校外国人教育研究会は、1981年に発足した京都市の小学校教師と元教師から構成される研究会である。

参考・引用文献

- 京都市小学校外国人教育研究会（2012）『6年社会科 外国人教育指導内容試案（渡来人～孫基禎とベルリンオリンピック）』。
- 田淵五十生（1994）『在日韓国人・朝鮮人理解の教育』明石書店。
- 鄭早苗、朴一、金英達、仲原良二、藤井幸之助編著（1995）『全国自治体在日外国人教育方針・指針』明石書店。
- 中島智子（1993）「日本の多文化教育と在日韓国・朝鮮人教育」『異文化間教育』7、異文化間教育学会、pp.69-84。
- 中島智子（1993）「日本の学校における在日朝鮮人教育」『多文化教育の比較研究—教育における文化的同化と多様化』小林哲也、江淵一公編、九州大学出版会、pp.313-335。
- 方政雄（2012）「外国人児童生徒教育」『現代国際理解教育事典』日本国際理解教育学会編著、p.229。

- Banks, J. A. (2004). Multicultural Education: Historical Development, Dimensions, and Practice. In J. A. Banks and C. A. M. Banks (Eds.), *Handbook of Research Multicultural Education* (2nd ed.) San Francisco, CA: Wiley. pp.3-29.
- Banks, J. A. (2006). Democracy, Diversity, and Social Justice: Educating Citizens for the Public Interest in a Global Age. In G. Ladson-Billings and W. F. Tate (Eds.), *Education Research in the Public Interest: Social Justice, Action, and Policy*. New York: Teachers College Press. pp.141-157.
- Banks, J. A. (2009). *Teaching Strategies for Ethnic Studies* (8th ed.). Boston: Allyn and Bacon.
- Banks, J. A. (2013). Approaches to Multicultural Curriculum Reform. In J. A. Banks and C. A. M. Banks (Eds.), *Multicultural Education: Issues and Perspectives* (8th ed.). Hoboken, NJ: Wiley.
- Fitzpatrick, K. R. (2012). Cultural Identity and the Formation of Identity: Our Role as *Music Teachers*, *Music Educators Journal* 98(4), pp.53-59.
- Shaw, J.(2012). The Skin that We Sing: Culturally Responsive Choral Music Education, *Music Educators Journal* 98(4), pp.75-81.

本研究は、平成25年度（2013年度）・平成26年度（2014年度）・平成27年度（2015年度）に学術振興会より科学研究費（課題番号 25381237）の助成を受けて行ったものである。

(2016年3月30日提出)

(2016年5月10日受理)

【資料】在日外国人教育方針・指針の目標—分析結果—一覧表

番号	年	自治体	外国人教育方針・指針タイトル	①差別と偏見の排除	②国際理解と国際交流	③共生	④民族的自覚	⑤本名の使用	⑥日本への適応と日本語獲得	⑦進路保障	⑧教員研修	⑨家庭地域との連携
1	1970	大阪府	昭和45年度学校教育指針	○	○					○		
2	1972	大阪府	外国人子弟教育(在日朝鮮人子弟教育)(昭和47年度学校教育指針)	○	○		○			○		
3	1973	大阪府	外国人子弟(主として在日する全朝鮮民族の子弟)教育	○	○		○			○		
4	1974	大阪府	在日外国人子弟(主として在日する韓国人・朝鮮人の子弟)の教育	○	○		○	○		○		
5	1978	大阪府	在日外国人子女(主として在日する韓国人・朝鮮人の子ども)教育	○	○		○	○		○		
6	1980	大阪府	在日外国人(主として在日する韓国人・朝鮮人)の子どもの教育	○	○		○	○		○		
7	1980	豊中市	豊中市在日外国人教育方針—主として在日する韓国・朝鮮人児童生徒の教育	○	○		○	○		○	○	○
8	1982	高槻市	在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針朝鮮人	○	○		○	○		○	○	○
9	1982	東大阪市	在日外国人園児・児童・生徒に関する教育指針(主として在日韓国・朝鮮人児童・児童・生徒)	○	○		○			○		
10	1983	吹田市	吹田市在日外国人教育指針—主として韓国・朝鮮人児童・生徒の教育	○	○		○			○		○
11	1983	上福岡市	上福岡市在日韓国・朝鮮人児童・生徒にかかわる教育指針について	○	○			○		○	○	
12	1986	奈良県	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針	○			○			○	○	
13	1986	川崎市	川崎市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育	○	○		○			○	○	○
14	1987	広島県	在日外国人児童生徒の教育に関する基本的な考え方—主として在日朝鮮人(韓国・朝鮮籍)児童生徒の教育について	○			○			○	○	
15	1988	大阪府	在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針				○			○		
16	1988	高砂市	在日外国人に対する偏見をなくするために	○	○			○		○	○	
17	1989	茨木市	在日外国人教育方針—主として韓国・朝鮮人児童・生徒の教育	○	○					○	○	
18	1990	摂津市	摂津市在日外国教育基本方針—主として在日する韓国・朝鮮人児童・生徒の教育	○			○			○	○	○
19	1990	大東市	在日韓国・朝鮮人教育に関する基本方針	○	○		○	○		○	○	
20	1990	池田市	池田市在日外国人教育方針—主として在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育	○	○			○		○	○	
21	1990	八尾市	八尾市在日外国人教育基本指針	○	○		○	○		○		○
22	1990	加古川市	在日韓国・朝鮮人(在日外国人)児童・生徒に関する教育の指針について	○	○		○			○	○	○
23	1990	神奈川県	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針	○	○		○					○
24	1990	神奈川県立川崎高校	川崎高等学校在日外国人(主として韓国・朝鮮人)生徒教育基本方針	○			○	○		○		○
25	1991	天理市	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する指導指針	○			○			○	○	○
26	1991	神戸市	在日外国人児童生徒に関わる指導について		○		○				○	
27	1991	播磨市	在日外国人(在日韓国・朝鮮人等)の理解教育について	○							○	
28	1991	横浜市	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針	○		○	○	○			○	
29	1992	西宮市	学校園における在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒に関わる教育の促進について	○			○					○
30	1992	京都市	京都市立学校外国人教育方針—主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について	○	○		○			○	○	○
31	1992	名古屋	外国人児童生徒の指導について	○	○		○		○	○	○	
32	1992	堺市	在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針	○	○		○			○		
33	1992	柏原市	柏原市在日外国人教育に関する指導の指針				○			○	○	
34	1992	島本町	在日外国人教育基本方針—主として、韓国・朝鮮人児童生徒の教育		○		○			○	○	
35	1992	門真市	門真市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育	○			○	○		○	○	○

36	1992	羽曳野市	羽曳野市在日外国人教育に関する指導の指針—主として在日韓国・朝鮮人・児童・生徒の教育	○	○		○			○	○	○
37	1992	箕面市	箕面市在日外国人教育の指針—在日韓国・朝鮮人教育からの出発	○	○		○			○	○	○
38	1992	泉佐野市	泉佐野市在日外国人教育指針—主として在日韓国・朝鮮人問題に関する教育の指針	○	○					○	○	
39	1993	寝屋川市	寝屋川市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人のための	○	○		○			○	○	○
40	1993	枚方市	在日韓国・朝鮮人問題に関する教育基本方針	○	○		○					○
41	1993	守口市	在日外国人教育に関する指導の方針—主として在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒に関する指導について	○	○		○			○	○	○
42	1993	熊取町	熊取町在日外国人教育に関する指導の指針	○	○		○			○	○	
43	1993	宝塚市	宝塚市在日外国人教育指針	○	○		○	○			○	○
44	1993	桜井市	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する指導指針	○	○		○			○	○	
45	1993	荒川区	区立学校に在学する在日外国人(主として、在日韓国・朝鮮人)児童生徒にかかわる教育指導について	○	○			○				○
46	1994	川西市	川西市在日外国人教育指針—主として在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒の教育	○	○		○	○		○	○	○
47	1994	伊丹市	伊丹市在日外国人教育方針—主として在日韓国・朝鮮人教育について	○			○				○	○
48	1994	東京都	公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について	○	○							
49	1995	御所市	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する指導指針	○	○		○			○		○
50	1996	三田市	三田市在日外国人教育基本方針	○	○		○				○	○
51	1996	大和高田市	在日外国人教育にかかわる指導指針	○	○		○			○	○	○
52	1996	墨田区	東京都墨田区・在日外国人児童・生徒教育方針	○				○				
53	1997	奈良市	在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針	○	○		○	○		○	○	○
54	1997	平塚市	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針かかわる教育の指針～学校教育における指導のあり方	○	○	○	○	○		○	○	○
55	1997	泉大津市	泉大津市在日外国人教育に関する指導の指針	○	○					○	○	○
56	1997	滋賀県	在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針	○	○		○			○	○	
57	1997	福岡県	学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針	○		○					○	
58	1997	呉市	在日外国人児童生徒の教育に関する基本的な考え方について—主として在日韓国・朝鮮人児童生徒の教育に関して	○	○		○	○		○	○	○
59	1998	檀原市	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)教育に関する指導指針	○	○		○	○			○	○
60	1998	川崎市	川崎市外国人教育方針—多文化共生の社会をめざして	○	○	○	○			○		○
61	1999	福岡県	学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針	○		○					○	
62	1999	大和郡山市	大和郡山市外国人教育指導指針	○		○	○				○	○
63	2000	太子町	在日外国人教育に関する指導の指針	○		○		○		○	○	
64	2000	神戸市	在日外国人児童生徒に関わる指導について		○	○	○			○	○	○
65	2000	兵庫県	外国人児童生徒にかかわる指導指針	○	○	○	○			○	○	○
66	2000	千早赤阪村	在日外国人教育に関する指導の指針		○	○		○		○	○	
67	2001	大阪市	在日外国人教育基本方針—多文化共生の教育をめざして	○	○	○	○	○		○	○	○
68	2003	三重県	外国人等児童生徒の人権に係る教育指針			○	○			○	○	○
69	2005	柏原市	柏原市在日外国人教育基本方針	○		○	○	○	○	○	○	
70	2005	川崎市	川崎市多文化共生社会推進指針—共に生きる地域社会をめざして			○	○			○	○	○
71	2005	滋賀県	外国人児童生徒に関する指導指針		○		○			○	○	○
72	2006	泉佐野市	泉佐野市在日外国人教育の指導に関する指針	○		○	○	○		○	○	
73	2007	山梨県	やまなし多文化共生推進指針(素案)		○	○						
74	2008	加古川市	外国人児童生徒に関する指導指針	○		○	○			○	○	○
75	2010	大分県	大分県在住外国人に関する学校教育指導方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76	2011	播磨町	播磨町教育振興基本計画	○	○	○						
77	2012	鳥取県	鳥取県人権教育基本方針	○	○					○		○
78	2013	松阪市	松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針			○	○			○	○	○
			合 計	67	55	20	60	27	9	60	54	41

The Educational Policy for Foreign Residents in Japan and the Issues of the Education of Foreign Students

ISODA, Mitsuko

Faculty of Education, Saitama University

Abstract

The number of foreign students is increasing in Japanese public schools. Therefore, teachers are expected to help students respect diverse ethnic cultures and histories, and make good relationships with another ethnic groups. From the 1970s until the present, local school districts in Japan have formulated various documents with the title The Educational Policy for a Foreign Resident in Japan (hereafter “the Policy”) as guidelines for realizing these goals. The aim of this paper is to investigate two topics. The first is to clarify the concept of foreign student education by means of analyzing the Policy. The subject of investigation focuses on 78 local government policies which were enacted after 1970. The second is to suggest issues and possibilities for curriculum design which adopt the concept of foreign student education. In order to discuss the second topic, I analyzed Kyoto City Teaching Plan (from grade 1 to 6) as an example of one school district that has accepted the concept of the foreign student education. The analysis of Kyoto City Teaching Plan (from grade 1 to 6) has been based on the theories of J. A. Banks (2013). The following two points have resulted from this paper: (1) the Policy places stress on the goal of eliminating from discrimination and prejudice against foreign students, forming ethnic identity of foreign students, and encouraging both Japanese and foreign student to engage in international understanding and interaction. (2) Based on theories of J. A. Banks, Kyoto City Teaching Plan (from 1 to 6) can be classified as the “contribution approach” by which students learn about ethnic heroes/heroines, and the “additive approach” which adds ethnic culture and history to dominant culture. In curricular development as accepting the concept of the Policy in the future, it is necessary not only to teach ethnic heroes/heroines, culture and history, but also to help students develop the critical thinking skills to recognize ethnic discrimination and prejudice, and consider ways to solve these problem.

Keywords: Educational Policy for Foreign Residents in Japan, education of foreign students, Zainichi Koreans